

第7回阿蘇中部4町村合併推進協議会会議録

- 1.平成 15年 1月 7日午後 1 時 30分 招集
- 2.平成 15年 1月 7日午後 1 時 30分 開会
- 3.平成 15年 1月 7日午後 3 時 13分 閉会
- 4.会議の区別 協議会
- 5.会議の場所 一の宮町就業改善センター
- 6.出席委員及び欠席委員

出席委員

1 番	一の宮町	渡 邊 力 丸
2 番	一の宮町	家 入 哲 也
3 番	一の宮町	笹 原 瑞 穂
4 番	一の宮町	宮 崎 昭 光
5 番	一の宮町	笹 田 陽 三
6 番	一の宮町	森 下 幸 美
7 番	一の宮町	阿 蘇 品 清 二
8 番	一の宮町	園 田 盡 雄
9 番	一の宮町	志 賀 聡 雄
10 番	阿 蘇 町	河 崎 敦 夫
11 番	阿 蘇 町	松 永 勲
12 番	阿 蘇 町	家 入 澄 雄
13 番	阿 蘇 町	高 藤 拓 雄
14 番	阿 蘇 町	松 村 勝 美
15 番	阿 蘇 町	西 岡 ヤ ス 子
16 番	阿 蘇 町	丸 山 信 義
17 番	阿 蘇 町	小 笠 原 徹 郎
18 番	阿 蘇 町	大 塚 友 光
19 番	産 山 村	井 道 行 明
20 番	産 山 村	井 正 明
21 番	産 山 村	井 武 也
22 番	産 山 村	井 正 吾
23 番	産 山 村	市 原 正 文 子
25 番	産 山 村	井 工 ミ 子
26 番	産 山 村	渡 辺 裕 文 也
27 番	産 山 村	井 信 也
28 番	波 野 村	市 原 新 男
29 番	波 野 村	志 賀 安 男
30 番	波 野 村	水 野 日 出 男
31 番	波 野 村	後 藤 新 一
32 番	波 野 村	阿 南 洋
33 番	波 野 村	市 原 正 次 明
34 番	波 野 村	岩 下 利 明
35 番	波 野 村	岩 瀬 葉 津 子
36 番	波 野 村	大 塚 國 勝

37 番 振興局 岩下直昭  
欠席議員

24 番 産山村 井 博 信

7.説明のため出席した者の職氏名  
無し

8.職務のため出席した事務局職員

局長	岩瀬 國興	次長	大塚 俊彦
局員	井 八夫		井野 孝文
	高藤 裕樹		井 利則
	高橋 祐一		坂口 英明

9.議事日程

- 協議第 2 (継続) 合併の期日について
- 協議第 6 (継続) 地域審議会について
- 協議第 7 (継続) テレワークセンターの取扱いについて
- 協議第 8 (継続) 第3セクターの取扱いについて
- 協議第 9 (継続) 電算システム事業の取扱いについて
- 協議第 10 国民健康保険の取扱いについて
- 協議第 11 病院、診療所(直営)の取扱いについて
- 協議第 12 新市(町)の事務所設置の方式について
- 提案第 1 選挙区定数について(協議第4号関連)
- 提案第 2 地方税の取扱いについて
- 2-2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて
- 提案第 3 姉妹都市の取扱いについて
- 提案第 4 国際交流事業の取扱いについて
- 提案第 5 広報・公聴関係事業の取扱いについて

午後1時30分 開会

日程第1 開会

合併推進協議会事務局長(岩瀬) おめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。やがて定刻でございますけれども、始まります前に皆様方にご承諾をいただきたいことがありまして、事務局より連絡をさせていただきます。

実は国会議員、松岡利勝先生が本日は阿蘇中部の方にもご挨拶においででした。ところが本日このような会議が既に組まれておりまして、4町村長とも全員ここに集まっておりますので、そのように連絡申し上げましたところ、こちらに来たいということでございました。ところが時間は2時頃ということでございますので、大変申し訳ありませんが日頃お世話になっております国会議員の先生でありますので、皆さん方にご承諾いただきまして、松岡代議士がおいででしたら少々休憩の時間をいただいて、ご挨拶の時間をいただきたいと思いますと思いますがよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局長(岩瀬) どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは定刻となりましたので、第7回阿蘇中部4町村合併推進協議会を開会させていただきます。本日の会議はお手元にお配りしております会議資料に基づきまして説明させていただきます。

なお本日の会議は、出席数が定足数満たしておりますことをご報告申し上げます。  
それでは始めに河崎会長がご挨拶を申し上げます。

#### 日程第2 河崎会長あいさつ

会長（河崎敦夫） どうも皆さん明けましておめでとうございます。昨年より合併問題につきましては大変皆様方にご協力いただいております、本日は第7回目を迎えることができました。本当に国内外におきましても厳しい年ではなからうかと、このように私共も感じておるわけですが、合併問題、これがやはり我々4カ町村にとっても避けて通れないことであるという自覚の基に頑張っていかなばならないと思っておりますが、この協議会、本日第7回目の会議を迎えております。現在熊本県下で15の地区が法定協議会並びに任意協議会が15組織されておりますが、その中で中球磨のあさぎり町が既に今年の4月から、新町か新市か知りませんが、発足するということでございまして、私どもの中部4カ町村も色々な問題が各町村あるかと思えますけれども、国家的な状況を正確に捉えまして、また将来を見据えて孫子の時代に合併して良かったな、或いはまたそういう意味での町づくりをしなくちゃいけないんじゃないかならうかと思っております。

これまで6回の協議会、それぞれ幹事会等々も開いてまいりましたけれども、まず決定したことを申し上げますと、まず合併の方式が決まりました。そしてまた議員の在任特例ということも決まりました。それから議員の選挙区におきます中小選挙区ということも決まりました。そしてまた特別職の身分の取扱い等については、確認をまいりました。そういう事で12件の審議が終わりまして、承認していただいております。

本日の会議でございますが、合併の期日等の継続審議ということでございまして、色々継続審議もございました。それを含めると8件ほど審議提案を予定いたしております。

そしてまたこの協議会が終わりまして、懇親会もしてまいりたいと思っております。本日も継続案件8件を含めまして宜しく皆さん方のご審議をお願い申し上げます、開会のご挨拶に代えさせていただきます。

事務局長（岩瀬） 有難うございました。続きまして本協議会の顧問であります、阿蘇地域振興局の岩下局長様よりご挨拶をいただきます。

#### 岩下阿蘇地域振興局長 あいさつ

阿蘇地域振興局長（岩下直昭） 皆さん明けましておめでとうございます。昨年8月の協議会の設立以来5カ月が経過しております、これまでに計6回の協議会が開催されたところでございます。年が変わり皆さん方におかれましても、新たな気持ちでここにお集まりのことと存じますが、今年も宜しくお願い申し上げます。

ただ今会長の河崎町長さんの方からもお話がございましたが、県内の最近の動きと国の動き等について若干お話をさせていただきたいと思っております。

まず県内の最近の動きとしましては、先月の25日に上益城地域で御船、甲佐両町によります任意協議会が新たに設置されました。また1月の1日には玉名地域と鹿本地域で二つの任協が法定協議会に移行しております。

また一方阿蘇地域におきましても、小国と南小国の両町で任意協議会の設立に向けたスケジュールが固まってきておまして、また蘇陽町におきましても上益城郡の清和と矢部の任意協議会の設立に向けての準備も着々と進みつつあるところでございます。

次に国の動きでございますが、先月12月18日に国の地方財政計画がまとまったわけでございます。ポイントだけ説明をさせていただきますと、歳出面におきましては注目すべきことではございますが、地方単独事業が14兆8,800億ということで、前年比5.5パーセントということで大幅に減額になっておるところでございます。

一方歳入の方はといいますと、地方税が2兆円の落ち込みでございますし、地方交付税の減少、減収に伴います大幅な減少でございます。地方の財源不足額は、昨年が10兆7,000億でしたが、来年度は14兆1,000億円ということで、もちろん過去最大の財源不足額でございます。これに伴いまして赤字地方債の発行が5兆8,700億ということで、対前年比80パーセント増ということで、大幅な増額となっております。そういうことで地方財政は私共が予想をしておりまして以上に加速度的に厳しい状況になってきているところでございます。従いまして当然の成行きでございますが、政府与党におきましては小規模自治体への、これまで手厚く対応していた地方交付税の傾斜配分につきまして、そういう優遇措置の廃止等の見直しについて検討に入ったという報道もなされておまして、小規模町村の対応については非常に厳しくなるのは間違いのないところであろうかというふうに思っております。

そういった厳しい状況を踏まえまして、将来のより良い地域づくりのための手段でございます合併の成就に向けまして委員の皆様方におかれましては、阿蘇中部地域の将来の為にはどのようにすればいいのかを常に念頭に置きながら今後の議論を進めていただくようお願いを申し上げます。簡単ではございますがご挨拶に変えさせていただきます。宜しくお願ひ申し上げます。

事務局長（岩瀬） どうもありがとうございました。それでは早速会議の方に移らせていただきます。

河崎会長、会議の進行の方を宜しくお願ひします。

会長（河崎敦夫） それでは会議に入りますが、先程冒頭にご挨拶申し上げた点でお詫び申し上げますなければなりません。実はこの会議の後に懇親会ということは、事務局と私の間違いでございます。一応予定といたしましてはですね1月の30日31日を天草の方に研修として、天草の合併の現場を研修しながらいきたいということで、懇親会は取り消しでございます。マスコミさんも宜しくお願ひ申し上げます。

#### 日程第3 会議録署名委員の指名

会長（河崎敦夫） それでは早速でございますが会議を始めさせていただきますが、会議録署名委員に産山の井正吾委員さん、それから波野の後藤新一委員さんにお願ひいたしたいと思ひます。

#### 日程第4 会期の決定

会長（河崎敦夫） 会期の決定でございますが、本日一日でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） はい、それでは会期本日一日ということに決定いたします。

#### 日程第5 議題（1）協議第2号（継続） 合併の期日について

会長（河崎敦夫） それでは議題に沿って協議していきますが、協議第2号継続でございますが「合併の期日について」ということを議題といたします。

説明願ひします。

事務局次長（大塚） A4サイズになっておりますので少々見にくいかと思ひますけども、お手元の資料のページの2ページをご覧ください。

合併の期日につきましては、これまで各町村の方で協議を進めていただきましたけれども、前回の意見としまして、2ページの下に参考として書いてありますけども、市制が町制かについては、市制が2町と産山村さん、町政が波野村さんということでございました。

それと合併の期日については、平成17年3月まで、或いは国の延長があれば17年3月までも可というようなご意見でございました。

そういったことと、国の3万人規模の市となるべき要件の特例が平成17年3月に延長される可能性が非常に高いということ、また今後の合併協議を円滑に進めていきたいという主旨から、そのページ2ページにございます修正案というのを提案させていただきました。

修正の内容につきましては、阿蘇中部4町村は合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。ただし国において3万人規模の市となるべき要件の特例が延長されない場合は別途協議をするという提案でございます。是非この提案でご協議いただきますよう宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫）事務局から説明がありました。委員の皆さん方のご意見ありませんか。

波野村（後藤新一君）波野の後藤でございます。第2号について、合併の期日について、これにつきましては先般代まで色々下の方の項目も関係しまして、この日程につきましては一応この表では、町制でということございました。持ち帰りまして、色々と委員会、関係機関等の相談をいたしました結果、これにつきましてはこれに案がでておりますように、国の特例が17年の3月31日までに延長されれば、市を問わず町制を問わず、そういうことで訂正をお願いしたいということでございます。以上です。

会長（河崎敦夫）それでは協議第2号の修正案ということでご承諾するということでございますか。

波野村（後藤新一君）そうです。

会長（河崎敦夫）波野さんはそういうことでご承諾いただきましたが、他町村はいかがでございますか。一の宮さんよろしゅうございますか。

一の宮町（笹原瑞穂君）ようございます。

会長（河崎敦夫）それから阿蘇町さん。

阿蘇町（高藤拓雄君）異議なし。

会長（河崎敦夫）産山さん、よろしゅうございますか。

産山村（井武也君）よろしゅうございます。

会長（河崎敦夫）それでは協議第2号の合併の期日については修正案のとおり、阿蘇中部4町村は合併により市制施行を目指すものとし、合併の期日は平成17年3月31日までとする。ただし国において3万人規模の市となるべき要件の特例が出ない場合は別途協議するというところで協議2号は全員承認決定させていただきます。有難うございました。

協議第6号（継続）地域審議会について

協議第7号（継続）テレワークセンターの取扱いについて

協議第8号（継続）第3セクターの取扱いについて

協議第9号（継続）電算システム事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫）協議第6号に入ります。6号につきましては市町村の合併の特例に関する法律案で、地域審議会を市、町において設置するというところでございますが、これについて前回の継続時点ではどのようになっていたのか事務局から説明願います。

事務局次長（大塚）波野村さんのご意見をお伺いしたいと思います。前回の協議におきましては、一の宮さんは原案どおりで合併から10年間、阿蘇町さんも原案どおり合併から10年間、産山さんも設置するというので、合併の日から10年間ということございましたけれども、産山村さんの方から権利をもっとはっきりさせるべきではないかというご意見がございました。それを踏まえまして、資料の4ページ目をお開けいただきたいと思っております。資料の4ページ目に、前回お示しました地域審議会の設置に関する事項の波線の部分でございますけれども、市長は地域審議会の答申、意見を尊重しなければならないという文言を入れさせていただきました。

それともう一点は、最後の米印のところにありますけれども、地域審議会の設置に関する条例を

新しい市において定めることとするということを入れさせていただきました。

この2点を修正ということで加えさせていただきます、再度ご協議お願いしたいというふうに考えています。宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） 関連でございまして、今の継続協議の第6号から第9号まで、波野さんの都合で伸びとると。

できましたら6号から9号までお願いいたします。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。今の協議事項につきまして、全項目にあたって一応波野村の考え方を報告します。

これにつきましては、12月の推進協議会において、私共の村内においてこの会議の中で資料不足ということで、審議不可ということでご報告申し上げた所であります。しかしそれにつきましては、村内でも再度その資料を提出させまして協議をいたしました。

よりまして非常に波野村だけが少し何かずれておったような感じで大変申し訳ないと思っておりますが、先程申し上げましたように資料不足で自己審議ができなかったということでございます。従って全項目に渡りまして協議をいたしました結果、地域審議会につきましては、この原案どおりになっております。次のテレワークセンターの取扱いについても原案どおりということでございます。

それから第3号議案に第3セクターですね、これにつきましても原案で決行するというところでございました。

まあしかし先般産山からでしたように、こうした関係者の株主とか或いは出資者とか色々関係あると思うんですが、そういう中で十分検討されてもらいたいということは付け加えておきます。

次の電算システム事業の取扱いについて、これも原案どおりです。

次の国民健康保険取扱いにつきましても、原案どおり。

そういうことでございますので大変申し訳ない。ほとんど原案どおりになっておりますので、宜しく一つお願いをいたしておきます。以上です。

会長（河崎敦夫） 波野さんから報告ございましたように、6号から7号、8号、9号は、全体的は原案どおりということでございますが、8号議案の株主出資者との意見調整が必要という産山さんと波野さんがありまして、これは継続ということで意見調整を図るべきだということですか。そういう事でよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

協議第10号 国民健康保険の取扱いについて

協議第11号 病院、診療所（直営）の取扱いについて

協議第12号 新市（町）の事務所設置の方式について

会長（河崎敦夫） 有難うございました。それでは先程ご説明ご報告があろうといたしました、10号から11号、12号を波野さんの方からお願いしたいと思えます。

波野村（後藤新一君） 波野の後藤です。10号からご報告申し上げます。

これにつきましては国民健康保険取扱いについて、これも原案のどおりです。

それから、病院、診療所の取扱いについて、これも原案どおりであります。

次に、12号の新市の事務所の設置について、これにつきましても協議をいたしました。ただその中でこの事務所についてのことについては、総合支所方式ということで波野の場合は成立いたしております。ただその位置の設定については、ただ事務所でありますからこれは本庁のことだろうと思えますが、その本庁の位置については合併推進協議会で一つお願いをしたいと、協議して欲しいということになっております。以上です。

会長（河崎敦夫） ただ今波野さんの方から、協議第 10 号、11、12 号につきましてご報告があったわけですが、10 号、11 号については原案どおりと、他町村と同じということによるしゅうございますか。

波野村（後藤新一君） はい。

会長（河崎敦夫） それと 12 号について、事務所の取扱い方については、一つずつ各町村の意見を聞かねばなりません。

波野さんの意見は終わりました。次は産山さんで 10 号から 11、12 号、この 3 号を各町村ご報告いただきたいと思います。

産山村（井 武也君） 産山の井でございます。

10 号の国民健康保険の取扱いにつきましては、原案どおりでございます。

11 号の病院、診療所の取扱いについても同じく原案どおりです。

協議 12 号の新市の事務所の設置方法につきましては、産山村としましては、本庁方式を望んでおるわけでございます。本庁設置の方法につきましては波野さんと同じで小委員会ということでございます。以上でございます。

会長（河崎敦夫君） はい、阿蘇町さんお願いします。

阿蘇町（高藤拓雄君） 阿蘇町の高藤でございます。今の 3 件につきましてご報告申し上げたいと思いますが、まず 10 号でございますけれども、国民健康保険の取扱いについてでございますが、不均一課税方式をとった場合に色んな問題点がでてきはしないか。町村ごとに異なった予算立案執行、旧町村ごとにそういったことも要求されますし、大変事務的にも複雑になるんじゃないか。また問題点として、地域格差が大きくなった場合に実体が伴わない架空の転居、そういったものが増える可能性がないかとか、そういった問題点からしてこの取扱いについてはもう少し根本的に且つ他面的な視野から再度ご検討をいただきたい。そういったことで意見を一致しております。以上でございます。

それから 11 号の病院関係でございますけれども、これはやっぱり住民の健康を守る為に現状維持でいった方がいいということで一致をいたしております。

それから 12 号でございますけれども、事務所はとりあえず総合支所方式を取った方が、現段階では色々この合併問題協議する中で、また住民の理解を得ていく段階の中では非常にやり易いんじゃないか。もちろん理想としては本庁方式で行ったほうがいいんですけども、そういった事情がありますので当面総合支所方式でいった方がいいんじゃないかということでございます。

また事務所の場所あたりの設置につきましては、合併協議会委員、そういった小委員会の元で検討していただくというようなことでございます。以上です。

会長（河崎敦夫） 有難うございました。

一の宮さんお願いします。

一の宮町（笹原瑞穂君） 一の宮の笹原でございます。

10 号の国民健康保険の取扱いにつきましては、一の宮としましては不均一課税については 5 年間で調整とせず、資金等の繰入金を除き現状の医療費を勘案し、1 年、2 年といった範囲内のシミュレーション等を作成し、専門部会の中で再度協議する。また基金の取扱いについても、将来的な需要額と不均衡課税も視野に入れた算定を専門部会の中で協議するというようにしております。

11 号の病院につきましては、原案どおりでございます。

新市の事務所設置の方式につきましては、一の宮としましては行政基盤の強化、効率化、または行政サービスの高度化、多様化等の合併の効果等を勘案し本庁方式の集中方式を採用するということでございます。

会長（河崎敦夫） 有難うございました。

協議第 10 号の国保の取扱い、それから 11 号の病院、診療所の取扱い、そして 12 号の事務所の

設置の方式等々の各町村の報告他ございましたが、これにつきまして若干のくい違いがあるよう  
でございますが、何か委員さんの方の中で、これについてのご意見等はございませんでしょうか。  
10から12号の4町村の報告内容につきましての。

阿蘇町（小笠原徹朗君） はい。

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 地域審議会、第6号の地域審議会についてでございますけれども、  
つまり今議長がおっしゃったのは、2号から12号までの間で何かということですよ。

会長（河崎敦夫） いや、10、11、12。

阿蘇町（小笠原徹朗君） ああそうですか。

会長（河崎敦夫） 9号まではもう一応終了、ご議決いただいております。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 後でまた。

会長（河崎敦夫） 今までの報告の中で、10号についての国保がちょっと違ったかな。それか  
ら11号は全部良かったですね。それから12号について若干のくい違いがあったようございま  
す。それについて何か、委員の皆さん方からの。

はいどうぞ。

阿蘇町（松村勝美君） 10号の国保関係でございますが、この前の資料の中でいわゆる支出総  
額と収入総額というのがございまして、例えば4町村合計でいきますと、支出総額が334億5,314  
万です。それと収入が82億8,000万ですか。そういうふうになっていますが、支出総額か  
ら収入総額を引きますとかなりの差がでできます。非常にこの内容からいきますと、産山村さん  
の方が国保税率が低いというようなことで、かなりこの差があるわけですが、ただし療養費につ  
いては4町村ともそう差はないんじゃないかというような気がいたしておりますので、そのあ  
たりで基金が産山さんは非常に多いもんですから、国保税が極端に安いんじゃないかなというふ  
うな、これは私なりの分析をしてみたわけですが、そういったことでそこらあたりで例え  
ば、同じ産山さんの国保税にした場合に、いわゆる一般財源あたりの持ち出しはどれくらいにな  
るのかあたりの資料を次の会までの検討事項になるということであれば、そこらあたりの資料も  
是非つけていただきたいというのが一つとですね、もう一つは、最近それぞれの県内なり、国  
内の中で合併が行われておる町村があると思えますけども、そこらあたりの具体的な資料を、  
そこらあたりもできるならばつけていただければ検討する材料になるんじゃないかなというふ  
うな気がいたします。

私の手元に、持っておりますのは専門部会で検討された資料かどうか分かりませんが、あさぎ  
り町とかそこらあたりの国保税関係の取扱いについてだけが資料としてだされておりますが、あ  
さぎり町じゃないひたちなか市とか、さぬき市とか潮来町とか、あきる野市とかいうところはす  
ね、ほとんど不均一課税をやるのはやられてますが、合併年度1年で不均一課税をなくしとる  
というようなことになってますので、そこらあたりがそういうふうな均一課税をするための対処方  
法としてどういう対応したのかも含めて、そういったものの資料も集めていただければ検討する  
材料になるんじゃないかなというふうに思いますので、そこらあたりを事務局としてはいかがで  
しょうか。

おそらく今日は結論はでないと思いますけども、事務局としてはいかががお考えでしょうか。そ  
ういったことも含めて、もう少し資料をだしていただければいいと思います。

会長（河崎敦夫） 均一課税の問題等々についてですね。今の件で何か。はい、井さん。

産山村（井 正吾君） 産山の井 正吾でございます。産山が国保税が非常に安いということ  
でございますけれど、基金がかなりあるわけでございます。今回合併をいたしますと基金の持ち  
出しといたしますが、そういうことは各4カ町村の人口割とか色んな方法があるかと思うん  
ですけども、その中で均等に基金を持ち出す、積み立てるということになりましたと、それ以上の基金



を産山は持っているわけでございます。そういう中でここに原案では、5年間で調整するという  
ことでございますけれども、5年間の安い分だけは、それで私は賄うべきではないかと。これは  
目的税でございますからそれだけ限られた基金でございますから、そこらあたりからした時に合  
併はして即国保税が急激に上がるということは、住民の納得を私は得られないんじゃないかと、  
そういうことで実質的には一緒じゃないかなと。その分だけ余計持ち込めばですね。そういうふ  
うな考え方を産山は持っているわけです。以上です。

会長（河崎敦夫） 今、お二方のご意見がございましたが、これに関しましてのご意見がござ  
いませんでしょうか。

一の宮町（宮崎昭光君） はい。

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。

一の宮町（宮崎昭光君） 一の宮の宮崎昭光でございます。

確かに国民健康保険税につきましては、うちの町が一番高こうございます。高いからといって、  
高いにはそれなりの事情もあります。ただ国民健康保険、この税金だけでこの部分だけで協議を  
するのはどうかと。例えばうちの町は病院とか診療所あたりはございません。各町村ございます。  
それぞれ一般会計から歳出されております。そういった諸々の件も含めて協議をしていただき  
たい。かように思っております。

会長（河崎敦夫） それぞれの町村からまた、国保関係に対する意見、報告等がございました  
が事務局の方でそれに対して何かありますか。

事務局次長（大塚） 事務局のほうからご説明させていただきます。不均一課税につきまして  
は、非常に色々な問題点がございまして。課題もあるかと思っております。各町村はそういった課題等を  
考慮されてご意見をいただいたことだと思いますけれども、不均一課税の事務局の方で提案しま  
した理由としましては、税率について各町村の過去の医療費等の動向によりましてかなり負担額  
に差が有るということで、住民の方の急激な負担増加を避ける為に、合併時には不均一課税をし  
てはどうかということで、それ以外の色々な諸々の課題もございました。ただしそういったこと  
で、事務局の方では提案をさせていただきましたけれども、ただこの不均一課税につきましては、  
非常に住民の方にもものすごく影響が大きい課題でございますので、慎重に当然取り扱うべきであ  
らうと思っております。

それで、本日各委員さんから色々なご意見を伺いましたので、もう一度細かい資料を添えまし  
て、再度検討をさせていただけないかというふうに考えまして、いかがでございましょうか。

会長（河崎敦夫） はい、今事務局が申し上げましたように、それぞれ4カ町村、ご意見ある  
わけでございます。従いましてこの件につきましては、もう一度専門部会で検討していただいて、  
協議会の方にあげるということでしたいと思っておりますが、それに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） そうすることで、一応この国保の取扱いにつきましては、専門部会に差し  
戻すということにしたいと思っております。

次ぎ、病院、診療所について、これはよろしゅうございますね。

協議12号の事務所の設置ということですが、これについて、全体的に何かございませんしょ  
うか。

産山村（井 武也君） 議長。

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。

産山村（井 武也君） はなはだ申し訳ございませんが、誤解のないようにまた訂正をいたし  
たいと思っております。

先程事務所の設置方式につきましての産山の立場を申し上げたわけでございます。波野さんと  
一緒というようなことを申し上げたような感じがいたします。これはあくまでも事務所の設置に

つきましては小委員会でやっていただくということに決定をいたしておるということで、それをご承知をお願いしたいと。宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） それぞれ事務所設置の方式については意見が異なっておるようでございますが、この解決、大事なことでございますけれども、これ小委員会で委託して検討していただくということ、どうでしょうか。皆さん方のご意見。

ございませんか。色々ご意見ございますが事務局から、ちょっとこの12号について事務局から説明願います。

事務局次長（大塚君） いま各町村からご意見いただきましたけども、それを簡単に整理させていただきますかと思えます。

まず方式につきましては、一の宮町さんと産山村さんが本庁方式、阿蘇町さんと波野村さんが総合支所方式というような提案でございました。阿蘇町さんは一応総合支所方式ということでございました。

それと今後の検討の仕方につきまして、一の宮町さん、阿蘇町さん、産山村さんは小委員会で検討を継続して進めていくようなことで、波野村さんにつきましては協議会で協議をお願いしたいというようなことであったかと思えます。

それともう一点、小委員会を仮に作るとすれば、委員の人数は2名ではなくて3名でお願いしたいということでございました。

この3つの点でございますけれども、本庁方式と総合支所方式につきましては、色々メリット、デメリットがあるかと思えます。ただ恐らく事務所設置の場所をどこにするかとか、そういった議論をする中で、色々方式そのものが変わってくる可能性があるかと思えます。できればそれも含めまして、今後協議会なり委員会で、協議をお願いできないかというふうに考えております。その場合にはその協議をする場所としまして、小委員会なのか協議会なのかそのあたりを併せて、この場でお決めいただきたいというふうに考えております。

ただ一点だけ、小委員会のメリットとしましては、こういった議論につきましてはかなりの協議期間が必要になるかと考えられます。その場合にこの協議会の中で、毎回その時間を確保することは非常に難しゅうございます。それで小委員会でじっくり時間を掛けて協議していただきたいというのが事務局の提案の主旨でございました。

また、小委員会で協議した事項につきましては、当然各町村に持ち帰っていただきまして、その都度やりとりをしながら進めていく予定でございます。それとまた最終的には、小委員会の提案でこの協議会の場でかけていただいて、協議会で決定していただくということになりますので、できれば事務局としましては小委員会の方で今後継続協議をさせていただけないかというふうに考えています。宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） 協議会についてやるにはかなり喧々囂々たるご意見もあるうかと思えます。したがって小委員会で話を進めていきたいというのが事務局の答弁でございましたが、いかがでございましょうか。

阿蘇町（丸山信義君） いいですか。

会長（河崎敦夫） はいどうぞ。

阿蘇町（丸山信義君） このことは非常に難しいと思えますが、これは合併するわけですから、合併効果が上がらんと何にもならんわけですね。ただここでもめても合併の時ですよ、住民の色々反対があったり、不服があったとしても将来的に合併して良かったということになると、逆にサービスが良くなるわけですから、それをする為にですね、この会として将来の職員の人員の構想をどれだけ減らすか、いみらかすということはないと思えますが、そういった方向が決めた中でやりますと、自ずからどの方式が一番合併効果がでる方式であるかという、その議論から入っていかんとなかなか地区の方にあった、これについては住民が反対しやせんどかという思いの中で

やっくと将来に遺恨を残しますと、1回決めたらなかなか後からその方式が変えられんということもあるものですから、そのへんの人員の中身はどのくらいのそのような構想であるのか、それについてはどういった方式がいいのかを協議して、これはここで決めるにしろ小委員会で決めるにしろ、していかと合併そのものが非常に成果の上からならないことになるような気がいたします。

会長（河崎敦夫） まず本当に、それぞれの委員さんがそれぞれのご意見があるかと思えます。そういう中で大変、これ本日はおそらく結論はでないと思えますが、これをどうするか、また帰って各町村で話し合っただけで協議会に持ち込むのか、やはり今事務局案のように小委員会でいくのかそこへんの所がございしますが、これについて何か。

じゃあ、ちょっとでないようですから5分間ほど休憩いたします。

よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあ、暫時休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午後 2時15分 再開

事務局長（岩瀬） それでは丁度審議途中でございますけれども、冒頭にご承諾いただきましたとおり、国会議員の松岡先生がただ今到着されました。早速でございますけれども、この時間にご挨拶をいただきたいと思っておりますのでどうぞ宜しくお願いいたします。

衆議院議員（松岡利勝君） 皆様明けましておめでとうございます。今日はたまたまこちらの方にちょっと他の用事もありまして参りましたら、合併協議会で皆様方それぞれ町村長さんを始め、先賢の方々がお集まりのごだったものですから、それならば大変ありがたい機会でもありますし、一言新年のご挨拶をさせていただきたいと思っております。

改めましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。また本年も何卒お一層宜しくお願いを申し上げます。

合併という大変な問題を前にして、それぞれの立場でそれぞれに真剣な思いで色々皆様方取り組んでおられると思えます。本当にご苦労様でありますし、心から敬意を表する次第であります。これからの新たな21世紀の中で、自分達の地域の将来がどうなっていくのか、またどう作っていくのか非常に大きな課題を抱えての皆様方の取り組みであります。この地域の方々の将来というものが掛かっているわけでありまして、どうか今日ここにお集まりの皆様方によって、素晴らしい方向が定まりますように、また定めていただきますように心からそのご苦労を労いながら、一つご奮闘をお願い申し上げる次第でございます。簡単でございますけれども、一言そのようなことでご挨拶をさせていただきまして、私はこれで失礼をさせていただきたいと思っておりますが、どうぞ一つしっかりした結論が得ますように宜しく皆様方のご苦労と同時に重ねて申し上げますが、ご努力をお願いする次第であります。大変有難うございました。失礼をいたしました。

会長（河崎敦夫） 引き続きまして、会議を開きたいと思えます。

協議第12号の事務所設置の方式等々でございますが、これにつきましては波野さんが協議会、産山さん、一の宮さん、阿蘇町さんが小委員会ということでございますが、お諮りしますが、これ全体を継続審議にしていきたいと思えますが、御意見、御異議ございませんでしょうか。

はいどうぞ、産山さん。

産山村（井 正明君） 産山から議長の井です。今日ちょっと風邪をひいておりまして、声変わりがしております。聞き苦しいと思えますがご勘弁いただきまして、ちょっと意見を述べさせていただきます。

私たち産山村としては、小委員会を設置してその中で協議をするということで決まっているわけですが、先程事務局の方から小委員会設置で、その結果をこの推進協議会で決定をするというような発言でございました。それで結構だと思っております。ただこの協議 9 号で電算システム事業の取扱いについてというのが決定されたわけですが、この電算システム事業というのは、委員さん全てが十分理解していることではないんじゃないかと思ひますし、私共も当然のことながらよく理解しておりませんでした。ところが昨年 12 月に阿蘇郡の正、副議長研修会を開きまして、西原村の電算システムを視察してまいりまして、大変パソコンも一人に 1 台入れて事務室、会議室をえらい整備化されて大変進んだ取り組みをしておられまして、住民基本台帳ネットワークというなんか、平成 4 年に立ち上げを決めたことに、大変進んだ状況でございました。ここをこの委員さん全員で 1 回視察したならどうかと思ひます。そうすることによって電算システム事業がどういうものかということがよく理解できますし、理解できると共に事務所の設置の問題もこれで解決が早いんじゃないかなと思ひます。冒頭に会長さんの方からご挨拶の中にありましたように、この合併は子供や孫達の代にやっぱり合併して良かったというような合併でなくてはならないと思ひますし、その為には子孫につけを回してはならないと思ひます。あくまでも行政をスリム化し、そしてサービスはより充実したものにしていくことが合併の一番最大の目的であり、行、財政改革という大きな柱があるわけでございます、その観点からいった場合にやはりあまりお金をかけずにしてよりより合併を模索するということが一番大事じゃないかと思ひます。

そのために私からのご提案でございますが、天草の方の視察計画が上がっておりますが、できたら西原村の電算システム事業の視察していただいたらいいんじゃないかなと思ひます。天草の方で電算システムをやっているればそっちの方で視察の中に入れても結構かと思ひますが、この電算システム事業を視察することで必ず結論が早く明確になると確信をしておりますので、そういう方向で進めていただきますならと思ひます。以上です。

事務局次長（大塚） 今、井委員さんからご議論がありましたので、今回予定しております天草の方がですね、電算システムの合併後のシステム作りの計画が立っておりますのでそちらの方でその分についての説明をお願いしたいというふうに追加すると。いかがでしょうか。

産山村（井 正明君） 天草は取り組んでいるのでしょうか。

事務局次長（大塚） はい、天草の方は取り組んでおります。新聞にもこの前載っておりますけれども。

産山村（井 正明君） 分かりました。なら宜しくお願ひします。

会長（河崎敦夫） いやいや、その電算システムの件については既に議決いただいております。従いましてこの 12 号については、まだ結論。

産山村（井 正明君） すいません、誤解があるといけませんのでもう少し付け加えさせていただきますが、協議事項の 9 についてはもう決定されております。これは私も承知しておりますが、この電算システム事業というこの内容が委員さんそれぞれ全部把握していないんじゃないかなと思ひましたから、一回こういう先進地を視察することによってこの協議 12 号の問題の解決が早くなるんじゃないかというのが私の意見でございます。お間違えのないようにしていただきたいと思ひます。

会長（河崎敦夫） 事務所の設置方式につきましてはそれぞれの 3 町村が小委員会ということでございますし、波野さんが協議会ということに分かれております。

実は、委員長さんからも話があつて、まだ全員協議会を開いて議会の結論をいただいていないそうですね。あ、小委員会か。だからそこへんのところがまだ波野村が意思の決定ができていないようでございますので、これ協議第 12 号全体を継続に持っていきたいと思ひますがよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあ協議 12号については、次回までに継続ということにいたしていただきます。

波野村（後藤新一君） ちょっと。

会長（河崎敦夫） 波野さん。

波野村（後藤新一君） 波野としてはですね、一応全体委員会開きまして結論を報告しました。従って先程言ったように総合支所方式、そして全員協議会で位置についてはというようなことでございます。

ただこの12号のこの資料がでております1ページの12号ですね。この下の方に、尚、事務所の位置というのが、事務所とは何ぞやということを先程申し上げたわけです。何の事務所かと。それは本庁のことはなかろうかと私は思っています。そういったことははっきりここにやっばりすべきと私は思います。なんかこう、ちよるまかすような感じの案ですからね。これは大切なことでございまして、もうちょっとはっきり書いていただきますと、我々読む方もすごく分かりますということになりますんで、そのへんを十分再度検討して今後だしてもらいたいということ強く要望しておきます。従ってこれにつきましては、波野村の考えとしては全員協議会ということでございますので、もういっぺん持ち帰りをいたしまして、それで皆さんが計画案を協議を申し上げましてできるだけ前向きに考えてみますので宜しくお願いします。

波野村（水野日出男君） 先程は申し訳ありませんでした。波野村の水野です。この12号のところについて、私なりの考え方を申し上げてみたいと思います。それについても我々も一応今委員長が報告しましたように、それなりの協議会をしてからの発言でございますので、そのへんのところはご理解いただきたいと思います。

尚、事務所の位置についてということでございますが、それで今委員長の方も申し上げましたが、事務所というのは確かに役所は事務を取るところには間違いはございません。ただしここはですね、本当にはっきりと皆さんが理解できるように、理解できない人はいないでしょう。ただしそれなら本庁は本庁だとか、ここははっきりすべきだと私は思います。そういう言葉を使用せんかなと思います。用語をですね。

それから次のこの小委員会設置でございますが、その事務所の位置については、合併協議会委員で構成する小委員会ととなっているでしょう。ですからこの事務所の位置という問題については、これは本当に大変な問題ではなかろうかと私は思っているわけです。簡単にですね、ここでお話申し上げ皆さんですぐに決まるような問題ではないと思うとですよ。だからこそ小委員会ではなくして、広く会議を開いてというのがあるじゃないですか。「座に口論決すべし」私はこれを用いるべきだと思うとですよ。そういう意味合いからして、これはこの委員会でやはり決定することじゃなかろうかなということを申し上げておきます。以上です。

会長（河崎敦夫君） 事務局、何か今のことについて。

事務局次長（大塚） 小委員会につきましては先程ご説明をさせていただきましたけれども、今波野さんのご意見も非常に分かったつもりでございますけれども、今後実際にこの協議を続けるにあたりましては、非常に重要な事項だと思います。それで時間もかなりかかる事項だと思います。そういった意味も含めまして、事務局としては小委員会で何回もやりとりをしながら協議をして、そして最終的にこういった公の場で決めていただきたいというふうなことで提案をしたところでございます。

今日ちょっと、各委員さんのご意見も伺いましたし、それぞれ思いがあるかと思しますので、この場ではどちらの方式でというのはなかなか決められないところでございます。それで先程会長が言いましたように、今のご意見を踏まえて継続ということをお願いできないかというふうにご考えます。

阿蘇町（小笠原徹朗君） はい。

会長（河崎敦夫） はい、小笠原さん。

阿蘇町（小笠原徹朗君） 先程手を上げて言いかけたことなんですが、今協議の12号まで参っているわけですが、これを検討することはこの4町を合併した時に、この町がどんな方向で行くのかというビジョンみたいなものをしっかり作らないと、どの方式で市庁舎なり町の庁舎をどの位置にどんな方式で作るのかということが、なかなか我々町民としては理解ができません。従ってせめて4町を合併したらこういう問題があって5年後にはこれはこういうふうな解決をして、10年後にはこういうふうな解決をしてくるんだ。しからばこういうセクションが必要で、こういう人員がいて、こういう人員が不要になって、不要な人員はどっかにこういうふうなところで活用する。そういったある程度の方針というのが見えないとこれだけ、これだけ、これだけって協議をすると、あとで正当性が取れないようなことになりませんか。

前回にも申し上げましたけれども、三役のことについてでございますけれども、4町を合併するとすれば当面4町それぞれの問題があるでしょう。で、それならば市になったならば副市長を各町村に配置をして、そしてしっかりとその町の問題を吸い上げて、そしてそれを市議会でもう一度もんで、つまみやかにして、行政に繁栄していくという手順も必要ではないでしょうかというお話を申し上げましたけれども、位置の問題、物理的な問題ではなくて組織としてどうあるんだということが将来上どう正当性の中で生まれてくる。結果としてどうなんだということ。それがないと、今ここで本庁なのか分庁なのか総合支所方式なのかと言われても私には判断が付きません。ただ俺の所に町の本庁が来ればいいなぐらいなことでは、先程会長がおっしゃったような将来に禍根を残す恐れが無きにしも非ず。私はそんなふうな考えます。どうぞ再考をいただきたいと思えます。

会長（河崎敦夫） この12号についての取扱い、色々分かれております。波野さんにおいても申しあげてございまして、これもそれぞれの委員さんから早々に決めるべきでもないんじゃないかと。私もこれは同感でございまして、これについてはやはり次回提案いたしております議員の選挙区ごとの定数についてというのもございますし、このこれとこの12号が、これは私見でございますけれども一応決まれば、合併も出来たも同じのような感じがするわけでございます。これは各委員の皆さん方も同感ではなからうかと思えます。これは大変なことですが、この事務所、或いは庁舎の位置が決まる。そして議員の定数が決まる。それが大きな根幹が決まればあとは枝葉末節なんてお叱りを受けるかもしれませんが、個人的な対策をすればそのような気もいたしております。

従いまして再度お諮りいたしますが、12号につきましてはやはり継続としてそれぞれの専門部会も幹事会も含めて、或いは町村長会も含めて検討してまいりたいと思っておりますがいかがでございましょうか。この件について私の提案でございました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それでは12号につきましては継続ということで決定いたしました。ありがとうございました。

次回の協議会の提案事項についての説明の前に8号議案でございますが、もう既に決定は議決をいただいております。ただし産山さんも含めまして第3セクターの話ですが、株主と出資者の話し合いというのか承諾というんですか。これがまだ株主総会が開かれていないということでございますので、協議第8号については決定いたしておりますけれどもどうでございましょうか、この1月中に調整を行うということの付帯決議みたいな形で8号の承諾をしていただきたいと思います。産山から何かこれらについてご意見ございますか。

産山村（井 武也君） 村としましては出資者等もございまして、総会の決定を得ておりませ

なのでこの時間を少しお借りしたいというようなことでございます。それでこれはどうしても総会にかけてそれをまとめなきゃ仕方ないと思いますけど、こういう結果で支持が通りますとするならば、その村長でもお願いして早くそういう方向で総会を決定していただきたい。かように思っております。これは長引いても同じことです。そういう事でちょっと時間をお貸ししていただいたいと。

会長（河崎敦夫） じゃあお諮りいたしますが、この協議 8 号の第 3 セクターの取扱いについては、一の宮町原案どおり、それから阿蘇町原案どおり、波野も原案どおりということで決定をいたしましたけれども、産山村につきましては株主総会を経て原案どおりというような形になりますけれども、そういうことで全員の皆様方の。

産山村（井 正吾君） ちょっとすみません。

会長（河崎敦夫） はい。

産山村（井 正吾君） 産山の井 正吾でございますが、この 3 セクの問題でございますけれども、産山村の 3 セクの中で我々は、法人山鹿酪農組合を開いて出資しておりますが、その関係上 3 セクの総会だけでは議決は私は得られないという実感もございますので、即協議するという事は非常に問題がございますので、株式会社で総会を経られその上で私は私なりの、私いま組合長しておりますけれども、組合の協力をいただければこの問題は先に進められないという事情等もございますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思いますので宜しくお願いします。

会長（河崎敦夫） じゃあ、ここは議長案なんでございますけれども、条件付きということで意見調整の後、原案どおりと。変な言い方になりますけれどもそういうものでいいんじゃないかなろうかと思いますが、各町村、井さん何かこの件について。

産山村（井 正吾君） 今、議長さんが言ったとおりでいいと思います。

会長（河崎敦夫） じゃあそういう事で第 8 号議案は、付帯決議として株主、出資者等の意見を調整して原案どおりと。変なことになりましたけれどもそれでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） じゃあそういう事でいたします。ありがとうございました。

議題（2）提案事項（案） 選挙区定数について（協議第 4 号関連）  
地方税の取扱いについて  
- 2 納税組合・各種奨励金の取扱いについて  
姉妹都市の取扱いについて  
国際交流事業の取扱いについて  
広報・公聴関係事業の取扱いについて

会長（河崎敦夫） 以上協議事項は終わりましたけれども、これからの今回の提案事項についての説明を事務局の方でお願いします。

事務局次長（大塚） それでは資料に基づきまして説明させていただきます。まずは資料の 3 ページをご覧ください。

今回の提案事項につきましては、資料 3 ページ目の から まででございます。が選挙区定数についてこれは協議第 4 号関連になります。それと が地方税の取扱いについて。

同じく地方税の関係で納税組合各種奨励金の取扱いについて。それと が姉妹都市の取扱いについて。 が国際交流事業の取扱いについて。 が広報、公聴関係事業の取扱いについてということでございます。

具体的に説明させていただきますけれども、資料の 6 ページをお開き下さい。まず先程ご説明をしました選挙区ごとの定数についてということで進めさせていただきます。資料の 6 ページ目

と7ページ目になります。以前選挙区の設置の時にご説明したものと重なる部分もございますけれども、まず説明資料に基づきまして順に進めさせていただきます。市町村会議員の選挙の単位につきましては、基本的にその一つの区域でございますけれども、特に必要な場合にあっては条例で選挙区を設けることができる。これにつきましては協議会の場で選挙区を設置するというところで決定をいただいたところでございます。

選挙区ごとの議員定数につきましては、人口比例に基づき条例で定めるということが原則でございます。ただし特別な事情がある時は概ね人口を基準として地域間の均衡を考慮して定めることができると記されております。概ね人口を基準としてという部分につきましては、1票の格差に対する考え方を(2)の方に書いてあります。1票の格差につきましては、これは住民の選挙権の平等というのに関わってくる問題でございます。憲法14条の法の下での平等を厳格に解釈した場合にはあくまで1対1というのが原則でございます。ただし法の下での平等の法理からして許容できる範囲は1対2未満であるとの学説が広く支持されているところでございます。学説につきましては1対2未満であるとの学説が広く支持されているところでございます。

1票の格差を巡る過去の選挙訴訟につきましては、右側のページの参考の3をご覧ください。6ページの右側の参考の3をご覧ください。過去の判例からしますと1対3程度までは幅を持たせているものと類推できるとされます。ただしこの判例につきましては、都道府県議会議員定数訴訟の判例でございます。都道府県の選挙区単位が都市の区域とされている為に、合区制度の主旨も踏まえつつ考えた場合に、この1対3程度までは止むを得ないんじゃないかというような幅でございますが、実際に市町村につきましてはこの事例はございません。市町村の場合は選挙区の区域が非常に狭いものですから、これがそのまま適用できるかということは難しいところでございます。先程言いましたように、学説としましては1対2未満程度というのが学説の支持するところでございます。そして判例は、市町村の例は正確ではございませんけれども、ここにあります県の都道府県の例としましては1対3程度までというのが判例がでております。

参考の1から簡単にお話したいと思いますけど、参考の1につきましては、地方公共団体の議会は定数配分規定でございますけど、地方公共団体の議会は人口比例により算出される数に地域間の均衡を考慮した修正を加えて選挙区別の定数を決定する裁量権を有する。小公共団体の機関は裁量権を有するということが示されております。

参考の2につきましては、これは設置選挙を行った場合の例でございますので、今回うち是在任特例というのを決定しておりますので、今回はこれは関係ないということになります。

次の7ページ目をお開き下さい。選挙区を設置している事例というのは非常に少のうございます。そこに採用している事例を書いております。

それと阿蘇中部4町村における法定定数。これにつきましては平成12年国調人口としますとこういった定数になって、前、一度口頭でお話したことはあると思います。

それと右側に参考としまして、選挙区設置に伴う課題というのが書いてあります。これはこの協議会の場合は、選挙区を設置するというところでもう決定いただいておりますのであくまで参考までにつけさせていただいております。この件につきましては非常に難しい問題もございますので、この資料自体も県の方にお尋ねしながら作ってあるところでございます。

それとこの件につきましては今後のやり方についての提案でございますけれども、事務局の方で数字を提案するという事は非常にできませんでした。これは慎重に行うべきことでありますし、また議会の権限にもかかってきますので、その分について提案ができませんでした。

選挙区定数につきましては、事務局の方としましては各選挙区ごとの定数については、議会代表の合併協議会推進委員で構成する小委員会を設置し検討していただけないかということで提案をさせていただいております。

項も併せて説明を先にさせていただいてよろしゅうございますでしょうか。



会長（河崎敦夫） はい。

事務局次長（大塚） それでは の地方税の取扱いについて説明させていただきます。

資料の 8 ページ目から 18 ページ目までが、税の取扱いでございます。

それぞれ住民税からあってそれぞれ町村民税から固定資産税以降ずっと書いてありますけども、各税の今の現状をこの 8 ページからつけさせていただいております。各税の税率につきましては、地方税の中で標準的に示しております税率でございます。その税率で各町村とも決めておりますので、税率については変わりはありませんでした。それで税率については 4 町村相違がない為現行のとおり新市に引き継ぐというようなことでしております。

それと納期については若干納期が違うところがございますので、納期が異なった部分につきましては、例えば個人町村民税につきましては、一の宮町の例によるというような形で書かせていただいております。納期で若干異なった例がございます。

固定資産税につきましても一の宮町、阿蘇町の例による。

それと軽自動車税につきましては、納期月は 5 月として全期とするという書き方でとらせていただいております。

それと資料の 13 ページの入湯でございます。入湯税につきましてはこれは若干各町村で取扱いが異なっております。それで一番入湯税に対して有利ではないかということで、4 町村に相違のある税率及び納期については、阿蘇町の例によるというような提案の仕方をさせていただいております。入湯税が若干異なっております。

それと 15 ページ目以降ですけれども、これにつきましては地籍管理、基準点の管理、それと国土調査等について書いてあります。地籍管理につきましては、これは固定資産税の関係がこれ以降のものについては関わってくる分でございますけれども、地籍管理につきましては阿蘇町の方が平成 6 年から 8 年度に管理事業を実施済みで、今電算化で地図情報管理システムを導入をしております。これらの課題としまして、今後同じような形で情報を一元化できないかということをお述べております。

国土調査の完了地区につきましては、この地籍管理事業も早急に対応していくべきではないかということでございます。

基準点管理につきましても、それぞれ今各町村によって基準点の保全に関する要綱で基準点の管理を一元化しておりますけれども、これにつきましても引き続き事業の実施が必要であるといふふうに考えております。

それと 17 ページ目ですけれども、17 の国土調査というのが実施状況がありますけれども、17 ページ目の真ん中あたりに国土調査の進捗率というのが書いてあります。これは 14 年の 3 月末現在でございますけれども、各町村によって調査の進捗率がかなり異なっております。各町村の進捗状況及び調査方法に差があるがために、課税上不公平が生じているんじゃないかということで、国土調査はそれぞれの町村で早急に合併後も実施するべきじゃないかということでございます。

以上の税務の関係につきまして、もう一度 3 ページをお開き下さい。

今の地方税の取扱いについてですけれども、税率につきましては先程申しましたように標準税率を使ってありますので、差異はございません。ここに取扱いについてということで、調整案をださせていただいておりますのは、異なっている部分についてこういうふうな調整案をだしているということでございます。

それと国土調査につきましては、新町に引き継いでできるだけ早く全部加入するような形で進めていくべきではないかということで (2) で上げているところでございます。

もう一度資料の方に戻りまして、19 ページ目をお開き下さい。納税組合につきましては、これは納税組合そのものの色々な課題もございまして、そこに課題・問題点として 19 ページに上げておりますけれども、納税は義務であり納税組合だけに奨励金を交付するというのは、不公平ではな

いかという指摘や或いは納税者のプライバシー、例えば各納税者がどれだけ税金を納めているとか、収入はどういった具合だとかそういった納税者のプライバシー保護の問題もでてきております。それで納税組合そのものを存続させるべきかどうかということも一つの課題として部会の方からは提案されました。部会の方の意見としましては、税は徴収率を維持していく為にはやはり納税組合さんは必要ではないかというような意見でありまして、提案の方にはそういった提案をさせていただいておりますが、元々そういった納税組合が今後も必要であるかどうかの議論も併せてさせていただきたいというふうに考えております。

ちなみに納税率の徴収状況は、阿蘇郡内は若干県平均に比べて低い状況でございます。今後組合の方で徴収を強力に頑張りたいというふうに考えています。

それと 20 ページ目をお開き下さい。全期前納報奨金というのが下の方に書いてありますけれども、これは地方税法上に認められたものでございます。ただこの全期前納報奨金につきましても、例えば法律上当然義務付けられた行為に報奨金をだすことが本当に適当なのかどうかとか、或いは特別徴収者は毎月給料から天引きされますので、普通徴収者との不公平感の問題とかいうそういったいろんな問題がございます。これにつきましても全期前納報酬金を続けていくべきかという議論が同じようにしております。部会の方としましては、これにつきましてはそのまま継続をさせていただきたいというような提案でございます。

先程話しをいたしました組合の奨励金、それと全期前納報奨金、いずれにしましても今後併せて継続していくべきかどうかも含めまして次回のご討議をお願いしたいと思います。

次は、21 ページ目の姉妹都市の調整でございます。21 ページ目から 22 ページまでが姉妹都市でございますけれども、そこに各町村の姉妹都市の交流状況をつけてあります。

姉妹都市につきましては、現在子供たちを中心とした交流が行われておりまして、児童生徒の交流につきましては人材育成の面から大きな効果が期待できる。それとまた国内外に阿蘇地域の情報発信を行うことができるということで現行どおりとするというような提案をさせていただいております。

同じく国際交流事業の調整ということで 23 ページ目から 24 ページ目をご覧下さい。23 ページ、24 ページ目に各町村の国際交流事業の状況を書かせていただいております。これにつきましても、子供たちを通じた交流が中心でございます。それで人材育成の面から大きな効果が期待できる。同じく国内外に阿蘇地区の情報発信を行うことができるということで、この国際交流事業についても現行どおりにこのまま引きつけないかというような提案でございます。

次に広報・広聴の取扱いでございます。資料の 25 ページ目から 26 ページ目になります。

まず広報誌につきましては、そこに書いてある状況で毎年 12 回ずつ発行しておりますけれども、これにつきましては合併後も毎月 1 回発行したいと。そして形式とか、委託先、配布方法については統一が必要ですので、これにつきましては合併までの間に、合併前に調整をしたいというような提案でございます。

また広聴事業としまして、ご意見箱の設置というのを、今各町村でやっているところでございます。それにつきましても合併後の新市においてこういった方法でやるかインターネットの利用をどうするかということを含めまして検討するところでございます。

次の 26 ページ目の、町村政のガイドブック等ということで、ガイドブックの配布についてということでございます。これにつきましても新市、町において検討するというような提案でございます。

今お話ししましたところをまとめますと、もう一度 3 ページ目をお開きいただきたいと思います。

選挙区制定につきましては先程話しをいたしましたとおりでございます。

地方税の取扱いにつきましては、先程話ししましたとおりです。

納税組合各種奨励金の取扱いにつきましては、納税組合については存続させるものとする。納

税組合の奨励金交付等につきましては、各町村で異なっておりますので、これにつきましては合併までに調整をしたいという提案でございます。

個人町村民税及び固定資産税にかかる全期前納報奨金につきましては、これも継続するという事でこれは各町村とも率は一緒でございますので、何々町の例によるとして書かせていただきたいというふうに考えております。

姉妹都市の取扱いについては、現行どおり新市、町に引き継ぐものとする。

国際交流事業の取扱いにつきましても、現行どおり新市、町においても事業を実施するものとする。

広報・広聴関係の取扱いにつきましては、広報誌は毎月発行するものとし、形式、部数、委託先及び配布方法等については合併までに調整する。広聴関係事業については、合併後新市、町によって検討するというような、一応現段階の案の提案をさせていただいております。以上でございます。

会長（河崎敦夫） 次回の協議会に向けての提案事項の説明でございましたが、何かこれについて、事務局の説明どおりでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） それではこの提案事項につきましてはそれぞれ各町村の持ち帰りになられまして、町村で十分ご協議いただいてその成果を次回の協議会に持ち寄っていただくということになります。宜しく願いいたします。

#### 日程第6 次回開催日

会長（河崎敦夫） それでは本日の提案申し上げました協議事項は一応終わりました。次に次回の開催日についてでございますが、事務局から日程を説明してください。

事務局次長（大塚） 次回の開催について説明します。

次回の開催日は予定でいきますと、第1火曜日になりますけれども、これ誠に申し訳ないことですが、県の町村長会の会議の方が毎月第1火曜日というふうになっております。そういったこともございまして、委員さんの方に決めていただきましたこの定例の会議日をできればこの協議会の場で変更をしていただけないかというふうに考えているところでございます。一応事務局の方からは、前回の協議会の時に週の中で火曜日がいいということで、第1火曜日というふうになった経緯がございますので、良ければ毎月の第2火曜日に移していただけないかというようなことを考えております。で、まず第2火曜日であればそれで了解をいただいております。ただし2月につきましては2月11日の第2火曜日が建国記念日で休みとなります。それで2月につきましては、13日の木曜日に移していただけないかと。これは併せてこの2件ご討議お願いしたいと思っております。誠に申し訳ございません。

会長（河崎敦夫） この協議会の予定でございますが、第2火曜日ということだったんですけども、第1火曜日は私の不注意で大変恐縮でございますけれども、県の町村会が第1火曜日に決まっちゃったそうです。私が言うのが、本当にぼーっとしとったもんですから。だから第1火曜日が駄目になったということで、私も12カ町村の代表なもんだから、やっぱり阿蘇代表ということで町村長会の出席は是非しなくてはいけないということでございますので。

一の宮町（宮崎昭光君） 第1火曜日ですか。

会長（河崎敦夫） はい。

第1火曜は、ずっと定着しとるとですたいね。県の方が。

一の宮町（宮崎昭光君） 県の方が。

会長（河崎敦夫） はい。だから第2火曜日にさせていただきたいということですが、よろしゅうございますか。申し訳ないと思っておりますが、第2火曜日に。

ところが次回が第2火曜日の11日の建国記念日の休日ということで、翌々日の13日ということで、大変皆様方に迷惑かけますけれどもそのようなことでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長（河崎敦夫） 申し訳ありません。有難うございました。

一の宮町（宮崎昭光君） 場所は。

会長（河崎敦夫） 場所はこの就業センターということでございます。

以上でだいたい予定されております議事等は終了させていただきました。大変議長として。

それではこれで以上終わりたいと思います。

あと研修について何か報告することはありませんか。

#### 日程第7 閉会

事務局長（岩瀬） どうも長時間にあたりましてご審議、または議事の進行を有難うございました。

会議の中ででましたですけれども、関連がございますのでご拝聴いただきたいと思っておりますけれども、実は次回は2月の13日と決めていただきました。この就業改善センターで実施させていただきますので宜しく願いいたします。

尚、冒頭に会長の方からありましたように、14年度事業といたしまして委員の皆様方の研修を計画しております。これは先程からでましたように、まず小委員会の設置、それから研修においても新しい市なり町なりの姿を見せながら協議すべきではないかという小笠原さんからのご意見もありましたが、これは皆さん方の意見を拝聴しながら次第にまとめていって、姿が決まっていきそこにやがては図式化されるものもでてくると思います。

そこまでに至るまでに協議事項を重ねながらということになりますので、そのような協議事項を円滑にする為に他町村の先進地研修を計画いたしました。県内先進地といいますと、上天草とそれから2市8町の天草合併推進協議会がありますけれども、ここに1泊2日でもって研修させていただきたいと思っております。ここの電算システムのことも学習できると思っておりますが、これも皆様方大変ご多忙の中ですけれども、先方の希望もございまして、1月30、31日ということを決めました。これに併せていただきましてご研修に参加していただきたいと思っておりますので宜しく願います。

通知につきましては、ここにさし上げているとおりでございますが、17日までに参加の有無を事務局の高藤宛までご連絡いただきたいと思っております。ご多忙の中と思っておりますけれども、研修でもって円滑化を図りたいと思っておりますのでどうぞ宜しく願いいたします。

以上をもちまして第7回合併推進協議会を終わらせていただきます。どうも有難うございました。

午後3時13分 閉会